
QA8-39 放射性物質で汚染されている水産物が、市場に流通しているのではないですか。

A

養殖や漁等により採取された魚介類については、放射能検査が実施されています。食品中の放射性物質の濃度が基準値を超えた場合には、出荷制限が行われ、市場には流通しません

統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第8章 78 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (1/3)」
- 下巻 第8章 79 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (2/3)」
- 下巻 第8章 80 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (3/3)」
- 下巻 第8章 119 ページ「水産物の検査結果 (福島県海産種：40,381 点)」
- 下巻 第8章 120 ページ「水産物の検査結果 (福島県淡水種：4,048 点)」
- 下巻 第8章 121 ページ「水産物の検査結果 (福島県以外海産種：45,309 点)」
- 下巻 第8章 122 ページ「水産物の検査結果 (福島県以外淡水種：11,151 点)」
- 下巻 第8章 123 ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (1/2)」
- 下巻 第8章 124 ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (2/2)」

(解説)

(参考資料)

水産庁. 水産物についてのご質問と回答 (放射性物質調査)

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/

福島県漁業協同組合連合会. 福島県における試験操業の取組

<http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/siso/sisotop.html>

出典：量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関する Q&A」より作成

出典の公開日：平成 25 年 10 月 31 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日